平成２１年（フ）第２３２４１号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目162―１
破産者　鬼沢　　稔
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２５１号
東京都墨田区錦糸４丁目17―３
破産者　池田　勝志
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２９１号
東京都葛飾区金町１丁目６―１―208
破産者　楠林　雅之
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３２３号
東京都世田谷区駒沢５―22―３―205、住民票上の住所茨城県土浦市霞ケ岡町８―16
破産者　磯山　　茜
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３５５号
東京都世田谷区八幡山３丁目12―22―２―110
破産者　中川　　卓
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３７０号
福井県福井市波寄町38―81
破産者　小林　明弥
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３７６号
東京都江東区大島２丁目39番５号　藤沼方201、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区亀戸１丁目33番５号
破産者　有限会社第一機工
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４０４号
東京都墨田区太平１―５―７―1002、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区検見川町３丁目308―18
破産者　遠藤　健一
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４０６号
東京都江東区新大橋１丁目１番６号
破産者　株式会社シーゴールド
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４３９号
東京都東久留米市浅間町３―29―２　ＤＯＮ’ＳⅡ302、住民票上の住所東京都西東京市ひばりが丘北３丁目４―９―１Ｆ
破産者　伊藤喜太郎
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４４０号
東京都東久留米市浅間町３丁目29―２　ＤＯＮ’ＳⅡ302
破産者　園田　直子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４５０号
東京都新宿区中落合２丁目12―23―702
破産者　清友　富惠（旧姓阿部）
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４８４号
東京都江戸川区北葛西２丁目15―15―202
破産者　徳永　智弘
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５１７号
東京都清瀬市上清戸２丁目１―45
破産者　中村　光男
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５１８号
東京都清瀬市上清戸２丁目１―45
破産者　中村真理子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５５３号
埼玉県行田市行田14番15号
破産者　有限会社備前屋商店
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５５４号
埼玉県さいたま市大宮区三橋２丁目836―106
破産者　蒲地　章哲
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５６９号
福島県郡山市安積町荒井字神送段64番地
破産者　株式会社横橋
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５７０号
東京都品川区南大井６丁目18―１―719
破産者　小板橋雄二
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５７２号
東京都新宿区市谷田町１丁目２番地
破産者　株式会社メガファクトリー
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５７３号
東京都江戸川区松島３丁目２番６号
破産者　有限会社レックオーバー
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５７８号
東京都足立区六町２丁目２番５号
破産者　有限会社佐藤工業所
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部